

# 経営規模等評価申請・総合評定値請求の手引き 経営事項審査

( 紙申請・電子申請 共通 )

この手引きは、国土交通大臣許可（関東地方整備局）の建設業者を対象にしています。

※ 経審の申請は、決算変更届提出後にお願いします。  
(同時提出も可能ですが、決算変更届は提出期限までに提出してください。)

令和8年7月改正版

※令和8年7月1日申請から適用になります。



国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第一課

A light blue background with several realistic water droplets of various sizes scattered across the surface. The droplets have highlights and shadows, giving them a three-dimensional appearance.

## **必ずお読みください**

**事実と異なる申請や書類の偽造等を行ったことにより得た経審結果を公共工事の発注者に提出したことが明らかになった場合、30日以上の営業停止となる可能性があります。**  
**必ず責任者へ確認のうえ、申請してください。**

# 経審の審査期間短縮のお知らせ

関東地方整備局では、令和7年1月以降に「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）」で申請された経営事項審査について書面申請より優先的に審査し、概ね1～3週間程度で結果通知書の発行を行います。

※通常期（11月～6月）に限る  
※補正期間を除く

## 現行

書面申請と電子申請では殆ど発行時期に差が無い

### ■書面申請の場合

申請の翌週から5週間で発送

### ■電子申請の場合

申請の翌週から4週間で発行

※通常期のスケジュールです

	受付週	1週	2週	3週	4週	5週
書面	申請	審査				発送
電子	申請	審査			発行	

## 令和7年1月から

- ・ J C I P では審査終了の翌月曜日に発行(受付から概ね1～3週間程度)
- ・ 書面申請と比較し J C I P では発行までに最大で4週間の短縮

### ■書面申請の場合

申請の翌週から5週間で発送

### ■電子申請の場合

審査終了週の翌月曜日に発行

※通常期でスケジュールです

	受付週	1週	2週	3週	4週	5週
書面	申請	審査				発送
電子	申請	審査	発行(受付から概ね1～3週間程度)			

関東地方整備局管内の国土交通大臣許可建設業者のみなさまへ

## 経営事項審査の受付について

経営事項審査の申請書については、**原則、郵送で受付**とさせていただいておりますのでご協力をお願いします。

### ▼郵送の場合

送付先 : 〒330-9739  
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1  
国土交通省 関東地方整備局  
建政部 建設産業第一課 経営事項審査担当 宛

発送方法 : 一般書留等、**記録の残る配達方法**にて送付して下さい。

その他 : 受付印を希望される場合は次のものを同封して下さい。  
・申請書1枚目のコピー  
・返信用封筒(切手を貼付、返送先、担当部署、担当者を記載したもの)  
※返送には**1週間程度**を要します。ご了承下さい。

### ▼やむを得ず持参される場合

提出場所 : 関東地方整備局 建設業申請・届出窓口  
(住所) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1  
さいたま新都心合同庁舎2号館6階  
(最寄駅) さいたま新都心駅 (JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線)  
北与野駅 (JR埼京線)

受付時間 : 9時30分～11時00分, 13時00分～16時00分

その他 : ◎**受付時間外の対応は致しかねます。**  
◎**来庁予約は承っておりません。**  
◎**窓口で予備審査、相談は受け付けておりません。**  
◎受付印を希望される場合は、申請書1枚目のコピーを持参して下さい。  
◎合同庁舎に入館するためには免許証等身分を証明する書類が必要となります。

# 【経営事項審査申請書 送付用】

✂

3 3 0 - 9 7 3 9

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館6階

国土交通省 関東地方整備局

建政部 建設産業第一課

経営事項審査係

宛

経営事項審査申請書 在中

# 目次

## I. 経営事項審査制度の概要について

1. 経営事項審査とは P2
  - 〔1〕 経営事項審査とは
  - 〔2〕 審査基準日 P3
  - 〔3〕 有効期限
2. 経営事項審査の仕組み P4
3. 総合評定値（P）の算出方法等

## II. 申請方法等について

1. 申請方法 P5
  - 〔1〕 経営状況分析 【Y】
  - 〔2〕 経営規模等評価【X・Z・W】
2. 提出書類【経営規模等評価申請にあたり】 P6
  - 〔1〕 申請書等
  - 〔2〕 添付書類
  - 〔3〕 確認書類
3. 申請にあたっての留意事項
  - 〔1〕 提出部数
  - 〔2〕 綴じ方
4. 提出先 P7
5. 手数料

## III. 申請書等の作成方法について

1. 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書【記載例】 P8,9
2. 別紙1 工事種別完成工事高／元請け完成工事高【記載例】 P10,11
  - 〔1〕 完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ（加算）について P12
3. 別紙3 その他の審査項目（社会性等）【記入例】 P13
  - 〔1〕 様式5号 技能者名簿
  - 〔2〕 様式6号 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書
  - 〔3〕 様式7号 「建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度」に関する誓約書
  - 〔4〕 様式2号 経理処理の適正を確認した旨の書類

## 4. 別紙2 技術職員名簿【記入例】 P21

- 〔1〕 様式4号 CPD単位を取得した技術者名簿
- 〔2〕 参考様式 001,002及び099資格の技術職員名簿一覧
- 〔3〕 様式3号 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

## 5. 添付書類 工事経歴書の作成について P26~28

## IV. その他

1. 再審査の申し立てについて P29
2. 経営事項審査結果の公表について
3. 虚偽申請の罰則及び行政処分について
4. 特殊な経営事項審査について
5. 経営事項審査にかかる個人情報の取り扱いについて P30
  - 〔1〕 申請にかかる個人情報の利用目的等
  - 〔2〕 結果にかかる個人情報載利用目的等
6. 登録経営状況分析機関一覧表
7. お問い合わせ先
8. 経営事項審査についてよくいただくご質問 P31
9. 建設業法による建設工事の業種区分一覧表 P32~37

## V. 別添資料

※ 別冊

### < 別添資料目次 >（表紙）

1. 記載要領 P38~53
  - 〔7〕 主な有資格区分コード表（技術職員名簿） P49~52
2. 経営事項審査チェックシート（紙申請） P54~56  
経営事項審査チェックシート（電子申請） P57~59
3. 「確認書類」の作成にあたって（紙申請・電子申請共通） P60~76
4. 総合評定値（P）の計算方法 P77~91

# I. 経営事項審査制度の概要について

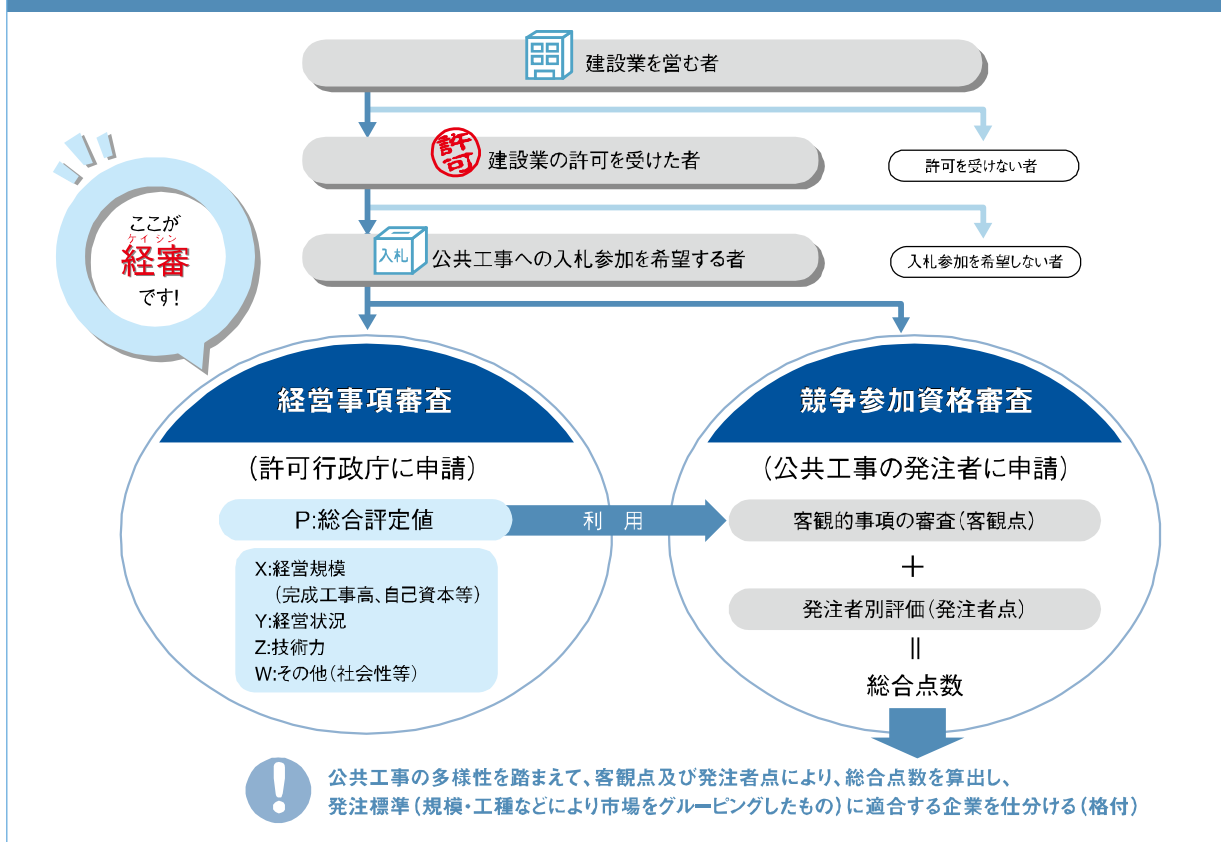
## 1 経営事項審査とは

### [1] 経営事項審査とは

公共工事を直接請け負おうとする場合には、必ず受けなければならないとされている審査です。

国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする場合には、必ず受けておかななくてはならないとされている審査制度です。公共工事の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者についての資格審査を行うこととされています。この資格審査にあたっては、欠陥要件に該当しないかを審査した上で、「客観的事項」と「発注者別評価」の審査結果を点数化（総合点数）して、格付けが行われています。このうちの「客観的事項」にあたるのが『経営事項審査』です。この『経営事項審査』は、どの発注機関が行っても同一の結果となるべきものですので、特定の第三者が統一的に一定基準に基づいて審査を行うことが効率的ですし、また、審査自体が建設業行政とも密接に関連していることから、建設業法により建設業許可に係る許可行政庁が審査を実施することとされています。

### 建設業者と経営事項審査の関係



### 対象となる「公共工事」って具体的には?

経営事項審査を受けなければ請け負うことができないとされている工事（公共工事）は、次のとおりです。

●発注者が次のいずれかである施設又は工作物に関する建設工事で、工事1件の請負代金の額が500万円以上（建築一式工事の場合は1,500万円以上）のもの

- (1)国
- (2)地方公共団体
- (3)法人税法別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体は除く）
- (4)東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第2条第1項に規定する東京湾横断道路建設事業者
- (5)新関西国際空港株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社並びに本州四国連絡高速道路株式会社
- (6)特別な法律により特別の設立行為をもって設立された法人

（公益財団法人JKA、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、消防団員等公務災害補償等共済基金、地方競馬全国協会、東京地下鉄株式会社、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合並びに旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第三項に規定する会社

ただし、次の建設工事については、対象から除かれます。

- [1]堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによって必要を生じた応急の建設工事
- [2] [1]に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

[2] 審査基準日

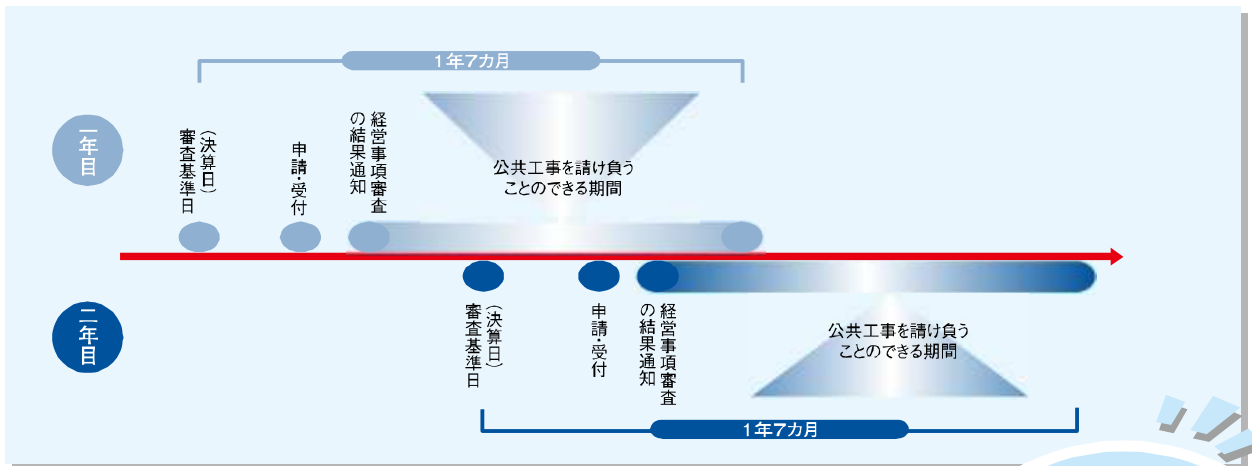
審査基準日は直前の決算日

経営事項審査では、原則として**申請する日の直前の事業年度終了日（直前の決算日）が審査基準日**となります。  
 審査基準日は直前の事業年度の終了日であるため、申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日では審査を受けることはできません。

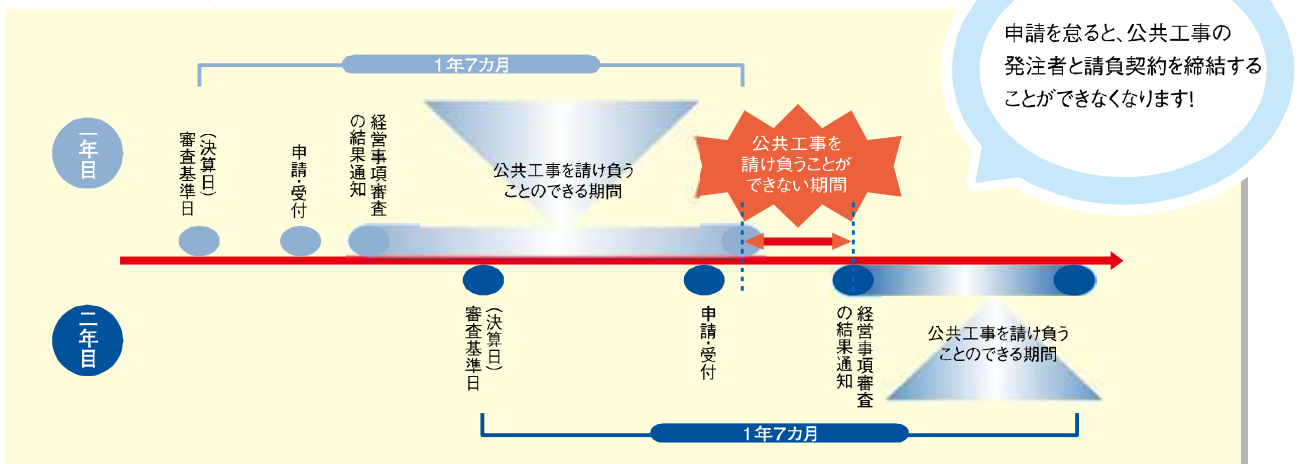
[3] 有効期間

経営事項審査の有効期間は、結果通知書（経営事項審査）を受領した後、その経営事項審査の審査基準日から1年7ヶ月の間です。

●有効期限が切れ目無く継続するケース（通常）



●申請の遅延により、公共工事を請け負うことができない期間が発生するケース



## 2 経営事項審査の仕組み

経営事項審査は、次に掲げる事項について、数値による評価を行います（建設業法第27条の2第2項）。

1) 経営状況

2) 経営規模等

「経営規模等」って？

「経営状況」(Y)以外の客観的事項を言います。  
具体的には、「経営規模」(X)、「技術力」(Z)及び「社会性等」(W)から構成されています。

国土交通大臣又は都道府県知事は、上記2)の「経営規模等」に係る評価（経営規模等評価）の申請をした建設業者から請求があった場合には、上記1)の「経営状況」に関する分析（経営状況分析）の結果に係る数値と経営規模等評価の結果に係る数値を用いて、客観的事項の全体についての評価結果に係る数値を通知しなければならないとされています。この客観的事項全体に係る数値を「総合評定値」(P)と言います。



### ■ 経営事項審査

$$\text{「経営状況分析」結果 (Y)} + \text{「経営規模等評価」結果 (X} \cdot \text{Z} \cdot \text{W)} = \text{「総合評定値」 (P)}$$

## 3 総合評定値 (P) の算出方法等

客観的事項全体に係る数値である「総合評定値」(P)の算式、及び各審査項目ごとのウェイト等は、以下のようになっています。  
(令和8年7月)

項目区分		審査項目	最高点	最低点	ウェイト	審査機関
経営規模等	経営規模	X1 完成工事高（業種別）	2,309	397	0.25	許可行政庁
		X2 自己資本額 利払前税引前償却前利益の額	2,280	454	0.15	
	技術力	Z 技術職員数（業種別） 元請完成工事高（業種別）	2,441	456	0.25	
	その他の審査項目（社会性等）	W 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組状況 建設業の営業継続の状況 防災活動への貢献の状況 法令遵守の状況 建設業の経理の状況 研究開発の状況 建設機械の保有状況 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	2,073	-788	0.15	
経営状況	経営状況	Y 負債抵抗力 収益性・効率性 財務健全性 絶対的力量	1,595	0	0.20	登録経営状況分析機関

総合評定値 (P) は、次の算式により算出します。

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 (X_1) + 0.15 (X_2) + 0.20 (Y) + 0.25 (Z) + 0.15 (W)$$

総合評定値(P)の点数

最高点 **2,159**

最低点 **163**

※総合評定値(P)の算式にあたっては、別添資料「総合評定値自己計算表」P90～をご利用下さい。

## Ⅱ. 申請方法等について

### 1 申請方法 (電子・紙共通)

経営事項審査は、「経営規模等」(X・Z・W)と「経営状況」(Y)に分かれていますので、それぞれを受審することとなります(総合評定値(P)は、これらの審査結果を得た後に、許可行政庁に対して請求します)。このうちの「経営規模等」(X・Z・W)については許可行政庁に対して、「経営状況」(Y)については登録経営状況分析機関に対して、それぞれ申請書等の必要書類を提出して行います。

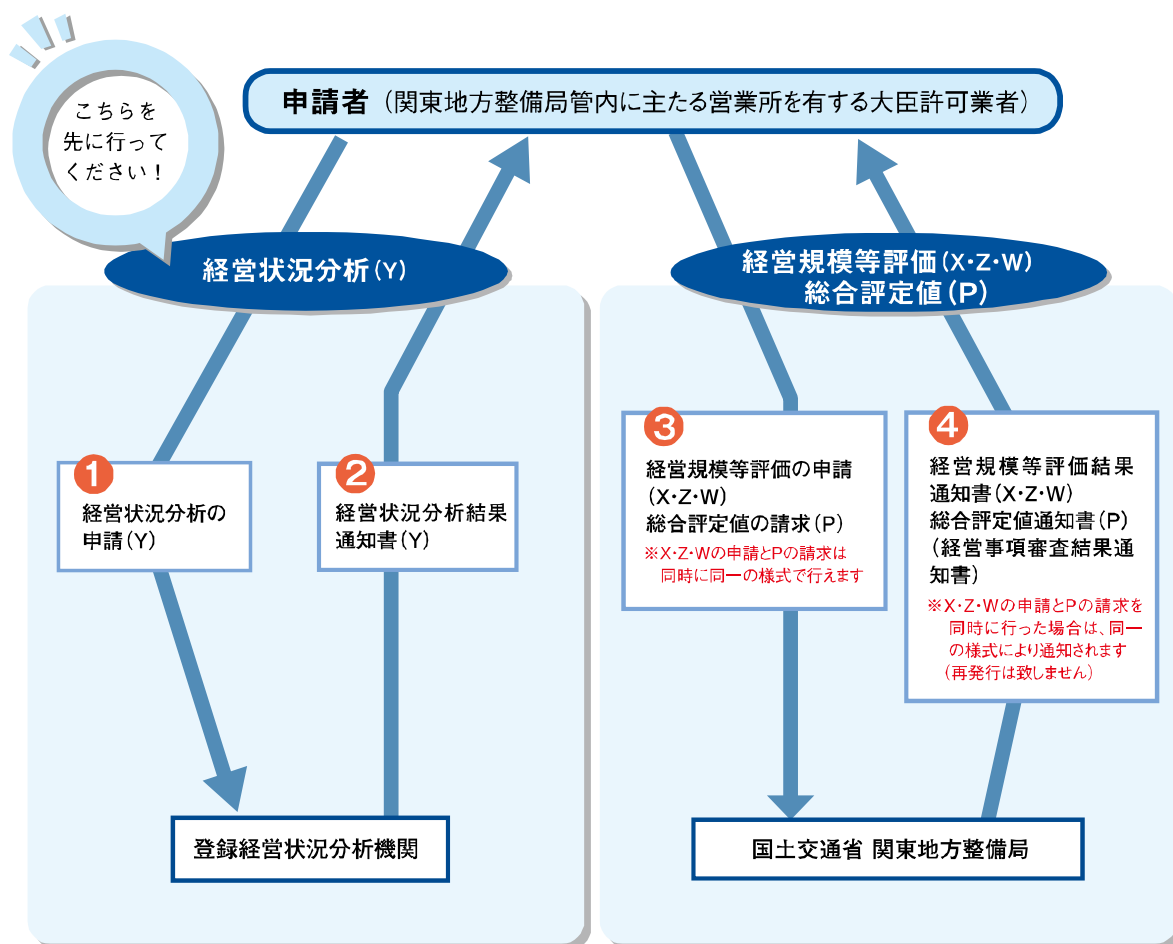
#### [1] 経営状況分析(Y)

経営事項審査に必要な経営状況分析(Y)については、建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関(「登録経営状況分析機関」という。)が行うこととなっています。なお、経営状況の分析の申請の時期及び方法等はそれぞれの登録経営状況分析機関にお問い合わせください。

経営状況分析申請については、**登録経営状況分析機関(P 30参照)**に対して行って下さい。

#### [2] 経営規模等評価(X・Z・W)

関東地方整備局管内9都県(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)のいずれかに主たる営業所を有する国土交通大臣許可業者の場合は、関東地方整備局長あての「経営規模等評価申請書」、その他の必要書類を揃えて、関東地方整備局へ申請して下さい。



## 2 提出書類（経営規模等評価申請にあたり）（電子・紙共通）

経営事項審査は、「経営状況分析」と「経営規模等評価」とに分かれていますので、申請にあたってそれぞれを別々に申請しなくてはなりません。  
 ここでは、国土交通大臣許可業者に係る「経営規模等評価」申請に係る提出書類について説明します。  
 提出書類は、申請書等、確認書類に大別されます。このうち申請書等については、建設業法施行規則等において様式が規定されていますが、確認書類については、国土交通大臣又は都道府県知事がそれぞれ審査に必要な書類を公示しています。  
 ※申請時には書類の記載事項等十分確認してから提出してください。

### [1] 申請書等

#### ① 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

記入例:P8・9

建設業法施行規則別記様式25号の14（20001帳票）

#### ② 工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高

記入例:P10・11

建設業法施行規則別記様式25号の14 別紙1（20002帳票）

#### ②-2 工事種類別完成工事高付表

国総建第269号(H20.1.31) 経営事項審査の事務取扱いについて（通知）別記様式第1号  
 ※業種間積み上げを利用し申出する者のみ提出

#### ③ その他の審査項目（社会性等）

記入例:P13

建設業法施行規則別記様式25号の14 別紙3（20004帳票）

#### ④ 技術職員名簿

記入例:P21

建設業法施行規則別記様式25号の14 別紙2（20005帳票）

#### ⑤ 経営状況分析結果通知書（原本）

登録経営状況分析機関が発した“原本”が必要

建設業法施行規則別記様式25号の13

#### ⑥ 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書（原本）

※該当する場合のみ提出

国土交通大臣が認定した認定書の“原本”が必要

#### ⑦ 委任状（行政書士等による代理申請の場合）

⑦、⑧の様式については建設業法等によって指定されていません。関東地方整備局ホームページ等より入手して下さい。

#### ⑧ 審査手数料印紙貼付書

外国子会社の経営実績の評価を希望する建設業者は、事前に国土交通大臣に認定申請を行い、数値の認定を受ける必要があります。認定については、直接、国土交通省不動産・建設経済局建設業課に認定の申請をして下さい。

### 申請書等の入手方法

経営事項審査に係る申請書等は、関東地方整備局ウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/>

『このサイト内を検索』を利用して

経営事項審査

検索

定期的に更新しております。

「積み上げ」を利用している場合は作成してください！  
 記入例:P12

「資本性借入金」を「自己資本」とみなして申請する場合は、経営状況分析申請において提出した『「資本性借入金」該当証明書』の写しを、経営状況分析結果通知書と一緒に添付してください。  
 <令和7年7月1日以降の申請から適用>

### [2] 確認書類

必要書類・・・消費税確定申告書の控え及び添付書類の写し並びに消費税納税証明書の写しなど「経営事項審査チェックシート」P54～59をご参照下さい。

※確認書類は、国土交通大臣許可業者と都県知事許可業者とでは必要な書類が異なります。

## 3 申請にあたっての留意事項（紙）

### [1] 提出部数

#### (1) 申請書等

正本：1部（申請書は必ず片面印刷にして下さい。）

副本：不要

但し、受付印が必要な場合は申請書1枚目のコピー、及び切手を貼り宛名を記載した返信用封筒

#### (2) 確認書類 1部

審査中、お問い合わせすることもありますので、提出書類の控えは必ず保管して下さい。

「確認書類」については返却しませんので、必ず写し（コピー等）を提出して下さい。（書類削減の為なるべく両面コピーをお願いします）

※確認書類は関東地方整備局にて「溶解処理」します。

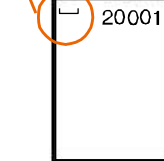
### [2] 綴じ方

申請書等は、左上をステープラ（ホッチキス）で綴じて下さい。

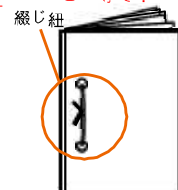
但し、⑧は綴じないこと

確認書類は、左側（2穴）綴じ紐で綴じてください。

①～⑧番号順に並べてください！  
 返却しませんので、コピー等で！



[申請書等]



[確認書類]

## 4 提出先 (紙)

関東地方整備局管内（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）に主たる営業所を有する大正許可業者は関東地方整備局へ提出して下さい。

主たる営業所	主管課	郵便番号	所在地	電話番号
関東地方整備局管内	国土交通省関東地方整備局建設部建設産業第一課	330-9739	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館6階	048-601-3151

## 5 結果通知書の発送について (紙)

結果通知書の発送については、申請書の「代表者又は個人の氏名」に記載された方へ簡易書留にて郵送します。委任状が添付された場合であっても基本的には受任者ではなく委任者へ送付させていただきます。

## 6 手数料 (電子・紙共通)

経営事項審査を受けるにあたっては、「経営状況分析」の申請、「経営規模等評価」の申請、「総合評定値」の請求にそれぞれで手数料がかかります。  
 手数料の「料金」については、建設業法施行令第27条の1第2項で以下の審査手数料一覧表のとおり定められています。  
 また、手数料の「納付方法」については、紙申請の場合は「収入印紙」、電子申請の場合は関東地整からの納付指示後に「Pay-easy」又は「収入印紙」により納めていただくことになっています。  
 手数料については、審査が開始された時点で返金されませんので、申請時には書類の記載事項等十分確認してから提出してください。

<p><b>経営状況分析申請 (Y)</b></p> <p>各登録経営状況分析機関が個別に設定していますので、申請を行う先の登録機関にお問い合わせ下さい。</p>	<p><b>経営規模等評価申請 (X Z W)</b></p> <p>8,100円に審査対象建設業（審査を受けようとする業種）1種類につき2,300円を加算した額。</p>	<p><b>総合評定値の請求 (P)</b></p> <p>400円に審査対象建設業（審査を受けようとする業種）1種類につき200円を加算した額。</p>
---	--	---

**注 意**

- ・収入印紙を貼付する用紙（審査手数料印紙貼付書）は建設業法等によって指定されていません。関東地方整備局ホームページ等より入手して下さい。
- ・手数料を算出する際は「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」及び「鋼橋上部工事」は審査対象建設業としてカウントしません。

■審査手数料一覧表

審査件数	経営規模等評価 (X Z W)	総合評定値 (P)	手数料	審査件数	経営規模等評価 (X Z W)	総合評定値 (P)	手数料
1業種	10,400	600	11,000	16業種	44,900	3,600	48,500
2業種	12,700	800	13,500	17業種	47,200	3,800	51,000
3業種	15,000	1,000	16,000	18業種	49,500	4,000	53,500
4業種	17,300	1,200	18,500	19業種	51,800	4,200	56,000
5業種	19,600	1,400	21,000	20業種	54,100	4,400	58,500
6業種	21,900	1,600	23,500	21業種	56,400	4,600	61,000
7業種	24,200	1,800	26,000	22業種	58,700	4,800	63,500
8業種	26,500	2,000	28,500	23業種	61,000	5,000	66,000
9業種	28,800	2,200	31,000	24業種	63,300	5,200	68,500
10業種	31,100	2,400	33,500	25業種	65,600	5,400	71,000
11業種	33,400	2,600	36,000	26業種	67,900	5,600	73,500
12業種	35,700	2,800	38,500	27業種	70,200	5,800	76,000
13業種	38,000	3,000	41,000	28業種	72,500	6,000	78,500
14業種	40,300	3,200	43,500	29業種	74,800	6,200	81,000
15業種	42,600	3,400	46,000				



### Ⅲ. 申請書等の作成方法について

#### 【各項目に金額を記入する場合の注意事項】

- 千円単位（千円未満の端数は切り捨て）で右詰で記入し、空位のカラムは空欄。
- マイナスは「-」を記入し、「△」等は記入しない。
- 金額の単位について、会社法第2条第6号に規定する大会社は千円単位ではなく、百万円単位で表示することができる。ただし、各カラムに数字を記入するときは千円単位となるため、百万円未満の単位に該当するカラムには「0」を記入する。

資本性借入金自己資本とみなして申請する場合は、資本性借入金のうち自己資本と認められる金額を加算した自己資本額を記入。  
※証明書の写しを添付してください。

自己資本額の審査対象で「2期平均」を選択した場合のみ記入します。

自己資本額

項番	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
金額	1	7						2	2	0	0	8	2

(千円) 2 (1. 基準決算) (2. 2期平均)

基準決算	2	1	5	8	6
直前の審査基準日	2	2	4	3	1

(千円)

- 基準決算を選択：審査基準日の純資産合計（貸借対照表（様式第15号））を記入
  - 2期平均を選択：審査基準日の純資産合計と直前の審査基準日の純資産合計の平均値を記入
- ※ 経営状況分析(Y)を連結決算で受けている場合でも単独決算の数値を記入します。

利益額 (2期平均)

金額	1	8						1	3	3	7	0
----	---	---	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---

(千円) 利益 = 営

(計算例) ※ 小数点以下は切り捨てます。  
利益額(2期平均)は、下の4つの数値を合計し2で割った値  
 $(-4,319 + 10,087 + 11,986 + 8,987) \div 2 = 13,370.5$

外国子会社の認定を受けている場合、自己資本額及び利益額（利払前税引前償却前利益）は認定書の数値を記入してください。  
※ 認定書（本紙）を申請書の最後に綴ってください。

審査対象事業年度	審査対象事業年度の直前審査対象事業年度
営業利益	営業利益
減価償却実施額	減価償却実施額

決算期が12ヶ月未満の場合、「利益額」は完成工事高と同じ方法で換算します。余白部分にその計算（按分の計算式）を記入してください。（P41参照）  
※電子申請の場合は、別紙に計算（按分の計算式）を記入し、「その他ファイル」欄に添付してください。

- 営業利益：損益計算書（様式第16号）の科目、営業利益を記入
  - 減価償却実施額：法人税申告書別表16(1)、(2)等から記入
- ※ 経営状況分析(Y)を連結決算で受けている場合でも単独決算の数値を記入。

技術職員数

人数	1	9					1	0	3
----	---	---	--	--	--	--	---	---	---

(人)

登録経営状況分析機関番号

番号	2	0	0	0	0	0	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

経営状況分析を受けた機関の名称  
○○○○経営状況分析機関

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。  
技術職員名簿については別紙二による。  
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営状況分析結果通知書に記載されている登録番号と名称を記入してください。  
※ 登録番号は右詰で記入し、左の余白には0を記入。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求めるとする事項	再審査を求めるとする理由

申請内容に関する質問等に対応できる者の連絡先を記載してください。（FAX番号も必ず記載してください。）

連絡先

所屬等 **営業第一課** 氏名 **関東 次郎** 電話番号 **000-000-0000**

ファックス番号 **000-000-1111**



各カラムに金額・数値等記入した根拠については、全て確認書類の提出を求めています。  
確認書類一覧P54～59をご参照下さい。

#### ■ 項番17 自己資本額

申請者の判断により基準決算又は2期平均を選択できます。

#### ■ 項番18 利益額

一部の登録経営状況分析機関においては、経営状況分析(Y)において、「参考値」という項目で、営業利益及び減価償却実施額の数値【2カ年分】を記載しておりますのでご参考にして下さい。  
なお、「参考値」は、単独決算の会社のみ記載されます。連結決算の場合は、表示されません。

2 別紙1 工事種別完成工事高/元請完成工事高

建設業法施行規則別記様式 第25号の14 別紙1 (20002帳票) 【記入例】

別紙一

「【項番16】経審を受審する業種」と一致 (審査対象業種を全て記入すること) コードは、「業種コード表」参照

計算基準の区分で「3年平均」を選択した場合のみ記入

審査対象事業年度 → 経営規模等評価の対象となる年度  
 事業年度 → 決算期間  
 ※決算期を変更した場合等は1年(=12ヶ月)に換算する必要があります。

工事種別完成工事高  
 工事種別元請完成工事高

審査対象事業年度の  
前審査対象事業年度又は  
前審査対象事業年度及び  
前々審査対象事業年度

審査対象事業年度

計算基準の区分

自 02年04月 至 04年03月 (1,2年平均)  
 自 04年04月 至 05年03月 (2,3年平均)

審査対象事業年度の  
前審査対象事業年度  
03年04月～04年03月  
 審査対象事業年度の  
前々審査対象事業年度  
02年04月～03年03月

計算基準の区分「3年平均」を選択した場合は、完成工事高計算表及び元請完成工事高計算表それぞれの合計を2で割った値を各カラムに記入。(千円未満の端数切り捨て)

工事経歴書に記載された金額と一致する。業種間積み上げしている場合は、付表の金額と一致する。

完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円)

業種コード

3 1 0 1 0

完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円)

3 2 0 1 0

完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円)

3 2 0 1 1

完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円)

3 2 0 5 0

完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円)

3 2 0 5 1

完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円)

3 3

完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円)

3 4

完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円)

計算基準の区分「3年平均」を選択した場合や決算期等を変更した場合は記入  
 なお、決算期が12ヶ月に満たない場合等の記載方法はP44, 45参照

下記の3業種を受審する場合は、当該業種の次の業種コード欄に必ず内訳業種を記入  
 (工事実績が無い場合でも「0」を記入)

申請業種(業種コード)	内訳業種(業種コード)
土木一式工事(010)	プレストレストコンクリート 構造物工事(011)
とび・土工・コンクリート 工事(050)	法面処理工事(051)
鋼橋造物工事(110)	鋼橋上部工事(111)

受審しない業種の完成工事高は、【項番33 その他工事】に合算して記載すること。但し、業種間積み上げをした場合、積み上げ元の業種に係る完成工事高は除く。なお、その他工事に実績が無い場合は、最終頁に「0」を記載すること。

この様式を2枚以上使用する場合、【項番33 その他工事】【項番34 合計】は、最終ページに記入

契約後V Eに係る元請完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

契約後V Eによる縮減変更前の契約額で評価をする完成工事高の評価の特例の利用の有無について記入  
 (2枚目以降も○を記入すること)



■ 工事の定義は建設業法により行います (建設業法第二条)

この法律において、「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

例えば、除草(剪定)、業務、調査、点検、部品の交換、物品の販売等は、「建設工事の完成を請け負う営業」の定義からはずれるため、完成工事高に原則計上できません。

計上された場合、売り上げを完成工事高から除き、兼業売上高への訂正が必要になり、経営状況分析、決算変更届等の「やり直し」になりますので、ご注意ください。

建設業法による建設工事の業種区分はP32～37をご参照下さい。

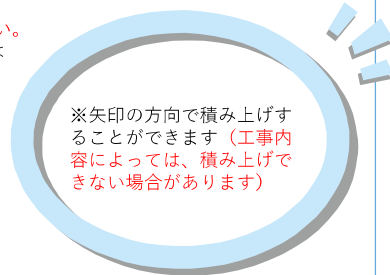


[1] 完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ(加算)について

審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という）である場合、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

これを「業種間積み上げ」と呼んでいます。  
振替元、振替先の業種には、申請時に建設業の許可が必要です。  
業種間積み上げを利用する場合、工事種類別完成工事高付表 別記様式第1号を必ず作成して下さい。  
なお、一つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を2以上の種類に分割又は重複計上することはできません。  
一式工事業における一般的な事例

振替先の一式工事	←	振替元の専門工事
土木一式工事	←	とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設 など
建築一式工事	←	大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、解体 など



審査対象建設業が一式工事業以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。

専門工事業における一般的な事例

電気	↔	電気通信
管	↔	熱絶縁、水道施設
とび・土工・コンクリート	↔	石、造園

【記入例】 工事種類別完成工事高付表 別記様式第1号  
工事種類別完成工事高付表

(用紙A4)

申請者 関東技術建設(株)

審査対象建設業	完成工事高
<p>(審査対象事業年度) 令和4年4月～令和5年3月 土木一式工事 198,005千円 うち元請 198,005千円</p> <p>(前審査対象事業年度) 令和3年4月～令和4年3月 土木一式工事 211,800千円 うち元請 211,800千円</p> <p>(前々審査対象事業年度) 令和2年4月～令和3年3月 土木一式工事 223,124千円 うち元請 223,124千円</p>	<p>(審査対象事業年度) 令和4年4月～令和5年3月 土木一式工事 198,005千円 うち元請 198,005千円 舗装工事 0千円 うち元請 0千円</p> <p>(前審査対象事業年度) 令和3年4月～令和4年3月 土木一式工事 115,000千円 うち元請 115,000千円 舗装工事 96,800千円 うち元請 96,800千円</p> <p>(前々審査対象事業年度) 令和2年4月～令和3年3月 土木一式工事 122,124千円 うち元請 122,124千円 舗装工事 101,000千円 うち元請 101,000千円</p>

※ 積み上げる業種は審査対象事業年度に合わせてください。

積み上げる業種は、実績がない場合についても「0千円」として記載してください。



■ 「業種間積み上げ」を行った業種（振替元）については、経営事項審査を受けることができません。  
振替元の業種に係る公共工事に「元請」として参加できない場合がありますので、ご注意下さい。

別紙3 その他の審査項目(社会性等) 建設業法施行規則別記様式第25号の14 別紙3 (2004帳票) 【記入例】

令和8年7月1日制度改正により

- ・雇用保険
- ・健康保険
- ・厚生年金保険

加入の有無は審査から除外になりました。

★ R8.7.1以降の申請から様式が変更になりました

その他の審査

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設業退職金共済制度加入の有無	4 1	1	(1.有、2.無)
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 2	1	(1.有、2.無)
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 3	1	(1.有、2.無)
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 4	1	(1.該当、2.非該当)
新規若年技術職員の育成及び確保	4 5	1	(1.該当、2.非該当)
CPD単位取得数	4 6	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	(単位) 技術者数 11 12 13 14 (人)
技能レベル向上者数	4 7	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 (人)	技能者数 9 10 11 12 13 14 (人) 控除対象者数 15 16 17 18 19 20 (人)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	4 8	1	[1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	4 9	1	[1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 0	1	(1.ユースエール認定、2.非該当)
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5 1	1	[1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]
建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無	5 2	1	(1.有、2.無)

●次の項番については、「有」または「該当」の場合は「1」を、「無」または「非該当」の数字「2」を記載してください。  
項番41～45, 52, 54～58, 63～65  
※項番48～51については1～5のいずれかを記載

●次の項番については、空欄で提出しないよう該当がない場合は「0」を右詰で記載してください。項番46, 47, 53, 59～62

↓令和8年7月改正により点数配分が変更になりました。

←令和8年7月改正により審査項目に追加されました。

建設業の営業継続の状況

営業年数	5 3	1 2 3 4 5 6	(年)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 4	1	(1.有、2.無)

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
令和 年 月 日	年 月 日	

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終了決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	5 5	1	(1.有、2.無)
------------	-----	---	-----------

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	5 6	1	(1.有、2.無)
指示処分の有無	5 7	1	(1.有、2.無)

建設業の経理の状況

監査の受審状況	5 8	1	[1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]
公認会計士等の数	5 9	1 2 3 4 5	(人)
二級登録経理試験合格者等の数	6 0	1 2 3 4 5	(人)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均)	6 1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	(千円)
-------------	-----	----------------------	------

調査対象事業年度	調査対象事業年度の前期調査対象事業年度
(千円)	(千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	6 2	1 2 3 4 5	(台)
----------------	-----	-----------	-----

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無	6 3	1	(1.有、2.無)
ISO9001の登録の有無	6 4	1	(1.有、2.無)
ISO14001の登録の有無	6 5	1	(1.有、2.無)

別紙3 その他の審査項目(社会性等) 建設業法施行規則別記様式第25号の14 別紙3(2004帳票) 【記入例】

★ R8.7.1以降の申請から様式が変更になりました

・ 項番41～項番54の記入例

その他の審査項目(社会性等)

**【項番46】**  
CPD単位取得数は、審査基準日から過去1年以内に取得したCPD単位の合計数

技術者数は、技術職員名簿に記載された人数と様式第4号に記載された人数の合計と一致

\*様式第4号に記載された数字と一致 (P22,23参照)

**【項番42】**  
退職一時金制度もしくは企業年金制度のどちらか一方でも導入している場合「1」

**【項番44】**  
審査基準日時点で満35歳未満の技術者の割合が15%以上のときは「1」

**【項番45】**  
審査対象年内に新規で技術職員となった満35歳未満の割合が1%以上のときは「1」

<p>職員の育成及び確保に関する取組の状況</p>	<p>退職金共済制度加入の有無</p>	<p>項番</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>3</p>	<p>1.有、2.無</p>
	一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4	2			1.有、2.無
	労働災害補償制度加入の有無	4	3			1.有、2.無
	技術職員の継続的な育成及び確保	4	4			1.該当、2.非該当
	若年技術職員の育成及び確保	4	5			1.該当、2.非該当
	立取得数	4	6			(単位) 技術者数 (人)
	レベル向上者数	4	7			(人) 技能者数 (人) 控除対象者数 (人)
	職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定状況	4	8			1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当
	育成支援対策推進法に基づく認定の状況	4	9			1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当
	雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5	0			1.ユースエール認定、2.非該当
	事業に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置状況	5	1			1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当
	職者を大切にす企業の自主宣言制度の宣言の有無	5	2			1.有、2.無
	営の営業継続の状況	5	3			年 月 日 (年)
	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5	4			1.有、2.無
	防災活動への貢献の状況	5	5			1.有、2.無
	法令遵守の状況	5	6			1.有、2.無
		5	7			1.有、2.無
		5	8			1.会、2.社、3.経
		5	9			
		6	0			
		6	1			

**【項番48, 49, 50】**

①審査基準日以前に認定を取得していること  
②審査基準日において認定取消や辞退せず、厚生労働省により認定企業として認められていること  
①及び②に該当しない場合は「2:非該当」

なお、項番48～50まで全ての取り組みを行っていたとしても、そのうち最も配点の高いものだけが評価対象となります。

(例)  
 項番48: 1.えるぼし(1段階目) 【2点加算】  
 項番49: 1.くるみん 【3点加算】  
 項番50: 1.ユースエール 【4点加算】

⇒ この場合は、ユースエールの4点が加算

**【項番51】**  
審査基準日以前1年間に  
①発注者から直接請け負った審査対象工事があること  
②審査対象工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するための必要な措置を講じていること  
※ 審査対象工事を1件も直接請け負っていない場合は非該当(=対象外)

**【項番52】 R8.7.1改正により新規追加項目**  
審査基準日以前に自主宣言制度の宣言を行っている場合(様式第7号の誓約書を作成し提出すること)

**【項番53】**  
初めて建設業許可を受けた日から審査基準日までの期間(休業等の期間は除く)を記入。※ 年未満の端数は切り捨て。  
ただし、平成23年4月1日以降の申立に係る再生または更生手続き開始及び終結の決定を受けた者は、その終結決定日から審査基準日までの期間を記入すること。

**【項番54】**  
平成23年4月1日以降に民事再生法または会社更生法の摘要を申し立てた場合であって、手続き開始決定から手続き終結決定までの間は「1」を記入。その他の場合は「2」を記入。

別紙3 その他の審査項目(社会性等) 建設業法施行規則別記様式第25号の14 別紙3 (2004帳票) 【記入例】

・ 項番55～項番65の記入例

★ R8.7.1以降の申請から様式が変更になりました

**【項番55】**  
事業者(事業者が加入している社団法人等の団体)が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結し、防災活動に一定の役割を果たしている場合「1」

**【項番56, 57】**  
建設業法第28条に基づく「営業停止処分」及び「指示処分」の有無について記入する。(審査基準日直前1年間の状況について記入すること。)  
なお、「行政指導(勧告等)」及び発注者が行う「指名停止措置」は該当しない。

**【項番58】**  
以下の区分により記入(審査基準日時点)  
「1」: 会計監査人の設置を行っている場合(ただし、監査報告書において無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点)  
「2」: 会計参与の設定を行っている場合(会計参与報告書が作成されている場合に加点)  
「3」: 項番59に記入した者のいずれかが「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自ら署名を付したものを提出している場合に加点

**【項番59】**  
審査基準日における以下の合計を記入する(常勤の職員に限る)。  
①公認会計士(公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者)  
②税理士(所属税理士会が認定する研修を受講した者)  
③1級登録経理試験に合格した者で、合格した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者  
④1級登録経理講習を受講した者で、受講した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者

**【項番60】**  
審査基準日における以下の合計を記入する(常勤の職員に限る)。  
①2級登録経理試験に合格した者で、合格した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者  
②2級登録経理講習を受講した者で、受講した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者

**【項番61】**  
項番58で「1、会計監査人の設置」を選択した会社以外は「0」を記入する。  
決算期が12ヶ月に満たない場合等の「研究開発費」は完成工事高と同じ方法で換算して算出する。

**【項番62】**  
審査基準日において、自ら所有又はリース(審査基準日から1年7ヶ月以上使用期間が定められているもの)している建設機械の台数を記入する。(正常に稼働する状態にある建設機械に限り計上すること。)  
加点対象は15台まで。(15台以上記載も可能だが、その場合は記載した台数分の確認資料を必ず提出すること。)  
◇建設機械抵当法施行令別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー  
◇土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の「車体の形状」の欄にダンプ、ダンプフルトレーラ又はダンプセミトレーラと記載があるもの  
◇自動車検査証の「車体の形状」の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車 ※R8.7.1改正により新規追加  
◇労働安全衛生法施行令に規定するつり上げ荷重3t以上の移動式クレーン及び不整地運搬車 ※R8.7.1改正により新規追加  
◇作業床の高さが2m以上の高所作業車  
◇締固め用機械  
◇解体用機械

**建設業の営業継続の状況**

防災協定の締結の有無  5  5  3 (1.有、2.無)

**法令遵守の状況**

営業停止処分の有無  5  6  3 (1.有、2.無)

指示処分の有無  5  7  3 (1.有、2.無)

**建設業の経理の状況**

監査の受審状況  5  8  3 (1.会計監査人の設置、2.会計参与の設定、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無)

公認会計士の数  5  9  3  3  3 (人)

二級登録経理試験合格者等の数  6  0  3  3  3  3 (人)

**研究開発の状況**

研究開発費(2期平均)  6  1  3  3  3  3  3  3  3 (千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前期	審査対象事業年度
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (千円)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (千円)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (千円)

**建設機械の保有状況**

建設機械の所有及びリース台数  6  2  3  3  3 (台)

**国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況**

エコアクション21の認証の有無  6  3  3 (1.有、2.無)

ISO9001の登録の有無  6  4  3 (1.有、2.無)

ISO14001の登録の有無  6  5  3 (1.有、2.無)

**【項番63～65】**  
審査基準日において、国又は国際標準化機構が定めた規格による認証や登録の有無を記入する。  
ただし、以下①と②のいずれかに該当する場合は加点対象とならないため「2」を記入する  
①認証や登録範囲に建設業が含まれていない場合  
②建設業法上の営業所が全て含まれていない場合





・様式第7号 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書 記入例

様式第7号 (用紙A4)

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書

**宣言日を記載**

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」において、令和 年 月 日付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降 (行う/行っている) ことを誓約します。

また、建設業法第27条の2第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

関東 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

年 月 日

住所  
商号又は氏名  
代表者氏名

**押印省略**

**A又はBを記載**

申請区分  (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項目	日付
審査基準日	年 月 日
取組開始日	年 月 日

【項番52】「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無」の提出書類は2つあります。

不要のものを消すこと

- 審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合  
・・・「取り組みを行う」
- 審査基準日時点で取組開始日が到来している者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合  
・・・「取り組みを行っている」

宣言立場が「元請事業者」又は「下請事業者」の場合のみ加算（「発注者」の立場での宣言は加算対象外）

**宣言していることを証する書面**  
(「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」)

宣言立場 元請事業者

**建設技能者を大切にする企業の自主宣言**

当社は、建設業の担い手確保のため、以下のように建設技能者の処遇改善に向けて取り組むことを宣言します。

(宣言内容)

(その他)

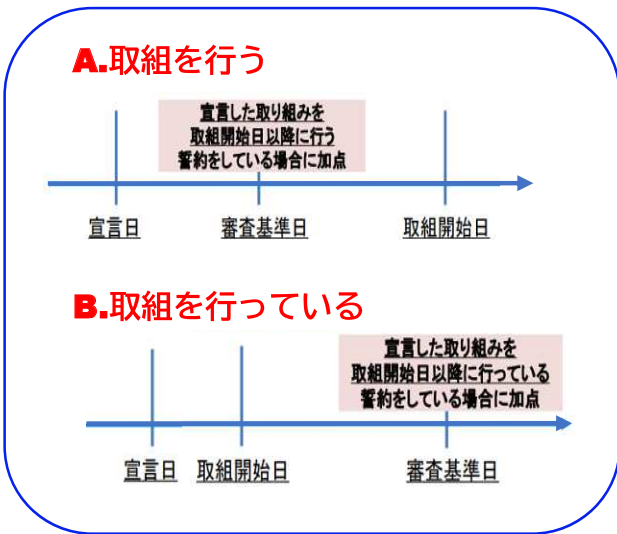
項目	具体的な取組内容

宣言日 2026年2月26日  
取組開始日 2026年4月1日

企業名 ●●建設(株)  
代表者名 関東 太郎

※取組開始日は、本宣言に記載されている複数の取組のうち最も開始が遅い日付を指している。  
また、宣言日から1年以内で取組が可能な日付である。

※申請区分のイメージ図



※宣言の有効期限は、申請日の翌月を起算日として2年経過後の最初の12月末までです。

・様式第2号 経理処理の適正を確認した旨の書類 記入例

様式第2号

(用紙A4)

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、  
(会社名) の令和 年 月 日から令和 年 月 日までの  
 第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等  
 変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の  
 基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理  
 に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

関東 地方整備局長  
~~北海道開発局長~~  
~~知事~~ 殿

年 月 日

商号又は名称  
 所属・役職

氏 名

・押印省略  
 ・署名を付すこと

記載要領

「 地方整備局  
 北海道開発局 については、不要のものを消すこと。  
 知事」

以上

次頁以降の別添「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」の内容を十分確認した上で提出すること

・様式第2号 経理処理の適正を確認した旨の書類  
別添 建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権</p> <p>未成工事支出金等の棚卸資産</p> <p>貸付金等の金銭債権</p> <p>借入金等の金銭債務</p> <p>完成工事高、兼業事業売上高</p> <p>完成工事原価、兼業事業売上原価</p> <p>支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。

・様式第2号 経理処理の適正を確認した旨の書類  
別添 建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。

・様式第2号 経理処理の適正を確認した旨の書類  
別添 建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上(全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

4

別紙2 技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の14 別紙2 (2005帳票)

【記入例】

★ 技術職員名簿は、年齢の若い順から記載すること！  
 審査基準日時点での満年齢を記載  
 ※注意 審査基準日の翌々日が35歳の誕生日→34歳  
 審査基準日の翌日 が35歳の誕生日→35歳  
 審査基準日が35歳の誕生日→35歳  
 ※ 誕生日の前日で満年齢があります。

CPD単位取得数は、CPD認定団体毎に審査基準日以前1年間に取得したCPD単位数を告示別表第10に掲げるCPD団体毎の数値で除し、3.0を乗じた数値を記入。(P22, 23参照)

※小数点以下の端数は切り捨て  
 ※各技術者のCPD単位の上限は3.0  
 ※複数のCPD認定団体で単位を修得している場合は、いずれか1つの認定団体の単位を元に算出すること

複数枚になっても、全てのページの通番は「1～30」のまま変更しないこと。

審査対象年内に新規に技術職員になった者に「○」を付す。新規掲載者は6ヶ月と1日以上雇用関係が必要。

ページは右詰め記入し、空位の欄は「0」で埋めること。

申請できる業種は【項番16】で選択している業種のみ。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	関東 太郎	H6年2月11日	28	82012142	142						12
2		東京 二郎	H4年1月23日	30	82111131	1021372					12345678	30
3		神奈川 三郎	H3年8月11日	30	82011411	1171882					67891234	
4		千葉 四郎	H2年10月7日	31	82012142	170022						
5		埼玉 五郎	S62年1月16日	35	82010012	170012						
6	○	茨城 六郎	S60年4月2日	36	82010012	170022						
7		栃木 市子	S59年4月1日	38	82011131	111201						
	○	群馬 二子	S59年3月31日	38	82012142	2052142						
		山梨 三子	S57年12月25日	39	82050992							
		長野 四子	S51年8月29日	45	82010012							

新規若年技術者 1名

若年技術者 4名

出向者は通番の左側に「出向」と記載する。電子申請の場合は、氏名の横に(出向)と記載する。  
 例：群馬 二子(出向)

監理技術者資格者証の交付を受けている場合はその番号を記入

申請する業種について、次の①～③全ての要件を満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。(空欄はありません。)  
 ①法第15条第2号イに該当する者(1級国家資格者相当)であること  
 ②審査基準日時点で有効な監理技術者資格者証の交付を受けていること  
 ③法第26条4～6の規定による講習(監理技術者講習)を修了した日の属する年の翌年から5年以内に審査基準日が含まれていること

建設業の種類	コード	建設業の種類	コード
土木工事業	01	ガラス工事業	16
建築工事業	02	塗装工事業	17
大工工事業	03	防水工事業	18
左官工事業	04	内装仕上工事業	19
とび・土工・コンクリート工事業	05	機械器具設置工事業	20
石工事業	06	熱絶縁工事業	21
屋根工事業	07	電気通信工事業	22
電気工事業	08	造園工事業	23
管工事業	09	さく井工事業	24
タイル・れんが・ブロック工事業	10	建具工事業	25
鋼構造物工事業	11	水道施設工事業	26
鉄筋工事業	12	消防施設工事業	27
舗装工事業	13	清掃施設工事業	28
しゅんせつ工事業	14	解体工事業	29
板金工事業	15		

主な有資格区分コードについてはP49～52参照。  
 有資格区分コード「001」、「002」及び「099」を記入した場合は、「001、002及び099資格の技術職員名簿一覧表」を別途作成。(P24参照)

1つの資格で2つの業種を選択する場合、両方とも有資格区分コードを記載すること。(同じ有資格区分コードを記載すること)

1人の技術職員が申請できる業種の種類は異なる2業種までです。  
 ≪2業種の考え方≫  
 ・1つの資格で2つの業種を申請する  
 { 土木(01) 土木施工管理技士(113等)  
 とび(05) 土木施工管理技士(113等)  
 ・異なる2つの資格で2つの業種を申請する  
 { 土木(01) 土木施工管理技士(113等)  
 建築(02) 建築施工管理技士(120等)

講習受講欄「1」の技術職員のうち、確認資料で講習受講「1」の要件を満たしていることが確認できない場合、職種により講習受講「2」に訂正する場合があります。(補正連絡をしない場合があります。)

(要件が確認できない例)  
 ◇監理技術者資格者証若しくは講習修了証の有効期限が切れている場合  
 又は審査基準日後に取得している場合  
 ◇監理技術者資格者証の有する資格にない資格が記載されている場合  
 ◇確認資料が不鮮明で読み取れない場合  
 ◇その他



■技術者評価について…  
 ・1人の技術職員として申請できる業種は異なる2業種までです。但し、重複評価が制限されるのは、「経営事項審査に係る評価」であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない監理技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格を持っていれば、複数の業種で監理技術者等になります。  
 ・現行の1級技術者が監理技術者資格者証を保有しており、有効な監理技術者講習修了証を保有している場合に6点の評価となります。



★ 項番 49 CPD単位取得数の計算方法

CPD単位取得数の欄は、各技術者ごとに次の計算式で算出された数値（上限**30**）の合計を記載すること。

＜各技術者ごとの計算式）

$$\left( \begin{array}{l} \text{審査対象年にCPD認定団体によって} \\ \text{取得を認定された単位数} \end{array} \right) \div \left( \begin{array}{l} \text{告示別表第18に掲げるCPD認定団体} \\ \text{ごとに掲げる数値} \end{array} \right) \times 30$$

【告示別表第18に掲げるCPD認定団体ごとに掲げる数値】

団 体 名	数値
公益社団法人 空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人 建設業振興基金	12
一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人 交通工学研究会	50
公益社団法人 地盤工学会	50
公益社団法人 森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人 全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人 全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人 土木学会	50
一般社団法人 日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人 日本技術士会	50
公益社団法人 日本建築士会連合会	12
公益社団法人 日本造園学会	50
公益社団法人 日本都市計画学会	50
公益社団法人 農業農村工学会	50
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人 日本建築家協会	12
一般社団法人 日本建設業連合会	12
一般社団法人 日本建築学会	12
一般社団法人 建築設備技術者協会	12
一般社団法人 電気設備学会	12
一般社団法人 日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人 建築技術教育普及センター	12
一般社団法人 日本建築構造技術者協会	12

※ 1人の技術者が2つ以上のCPD認定団体によって単位の修得が認定されている場合、いずれか1つのCPD認定団体において習得を認定された単位をもとに算出します。

※ 各技術者ごとのCPD単位の上限は30となります。

[1] 001, 002及び099資格の技術職員名簿一覧表

※ 技術職員名簿に**001,002**及び**099**資格を記載した場合に作成が必要となります。

参考様式

**経営事項審査 001, 002及び099 (学校教育法による所定学科を修めた専門学校卒業  
者) 資格の技術職員名簿一覧表**

申請書の若年技術職員 (35歳未満) の該当者のみ記載。  
 ※ 35歳以上は該当者でも記載不要。  
 ※ 監理技術者資格者証から実務経験を確認できる場合は記載の省略可。

許可番号 : 03-34567  
 会社名 : (株)○○○  
 審査基準日 : 令和2年3月31日

001又は099で申請される場合は、最終学歴ではなく指定学科を記載下さい。

証明者 代表取締役 ○○○○ 押印不要

この「001, 002及び099の技術職員名簿一覧表」の記載事項は、事実と相違ありません。

頁	通番	氏名	生年月日	学校名及び学科名	卒業年月	専門学校卒業の場合		申請できる業種は【項番16】で選択している業種のみ。						備考	
						専門課程修了	高度専門士又は専門士	業種コード	有資格区分コード	経験年数	業種コード	有資格区分コード	経験年数		
1	4	山梨 四子	H6.11.1	○○大学工学部地質工学科	H29.3			01	001	3					
1	5	埼玉 五郎	H5.4.2	□□高校電子工学科	H24.3			08	001	5					
1	9	茨城 六郎	H2.12.23	△△専門学校土木工学科	H23.3		○	01	099	3	05	099	4		
2	1	群馬 三子	S62.7.20	××短期大学経済学科	H21.3			20	002	10					

専門学校卒業の場合、「専門課程修了」に○をした方は5年以上、「専門課程修了」に○及び「高度専門士又は専門士」に○をした方は3年以上の実務経験が必要となります。

実務経験の二重計上は出来ません。1カ年1業種の経験で計上して下さい。

- 有資格区分コード001：建設業法第7条第2イ該当  
 学校教育法による高校又は高等専門学校・短大・大学を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、高校・5年以上、高等専門学校・短大・大学3年以上、評価を受けようとする建設業に関する**実務の経験**を有している者。(ただし、**各種学校の専門学校、大学院、職業能力開発大学校は該当しません。**)
- 有資格区分コード002：建設業法第7条第2号ロ該当  
 学歴に関係なく、10年以上、評価を受けようとする建設業に関する**実務の経験**をしている者。
- 有資格区分コード099  
 ・学校教育法による専修学校の専門課程(専門学校)を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、専門士又は高度専門士を称し、評価を受けようとする建設業に関して、3年以上**実務の経験**を有する者。  
 その場合、**高度専門士・専門士**に関する**称号が確認出来る証明書**の提出が必要です。  
 ・学校教育法による専修学校の専門課程(専門学校)を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、評価を受けようとする建設業に関して5年以上の**実務経験**を有する者

※ (1)・(3)に関して詳細は別添資料のP66～68を参照して下さい。  
 ※ (3)に関する専門学校(専修学校専門課程)については、文部科学省のHP内の「専修学校一覧」にてご確認下さい。  
 ※ 必要に応じて、卒業証明書及び履修証明書及び実務経験証明書等を追加で求める場合があります。  
 ※ 指定学科でない学科で申請されることが多数見受けられます。指定学科をご確認頂いてから申請願います。



■実務の経験とは…

29種類の建設工事のうち、許可を受けようとする建設業の建設工事に関する**技術上の経験**をいいます。したがって、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を習得するために**見習中の技術的経験も含まれます。**  
 また、実務の経験の請負人の立場における経験に限られませんから、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督としての経験もこれに含まれますが、**工事現場の単なる雑務や事務に関する経験は含まれません。**



**5 添付書類 工事経歴書の作成について** 建設業法施行規則別記様式第2号

**工事経歴書**

「工事経歴書」は、建設業許可の申請を行う際の添付書類として、申請書とあわせて提出（「更新」の場合は、省略することができます）することとされており、許可取得後においても、毎営業年度終了後4ヶ月以内に、財務諸表等と併せて提出（変更届出書）することとされています。また、経営事項審査に係る経営規模等評価を申請する際にも、確認書類として「工事経歴書」を提出することとされています。

**工事経歴書の提出が必要となる時**

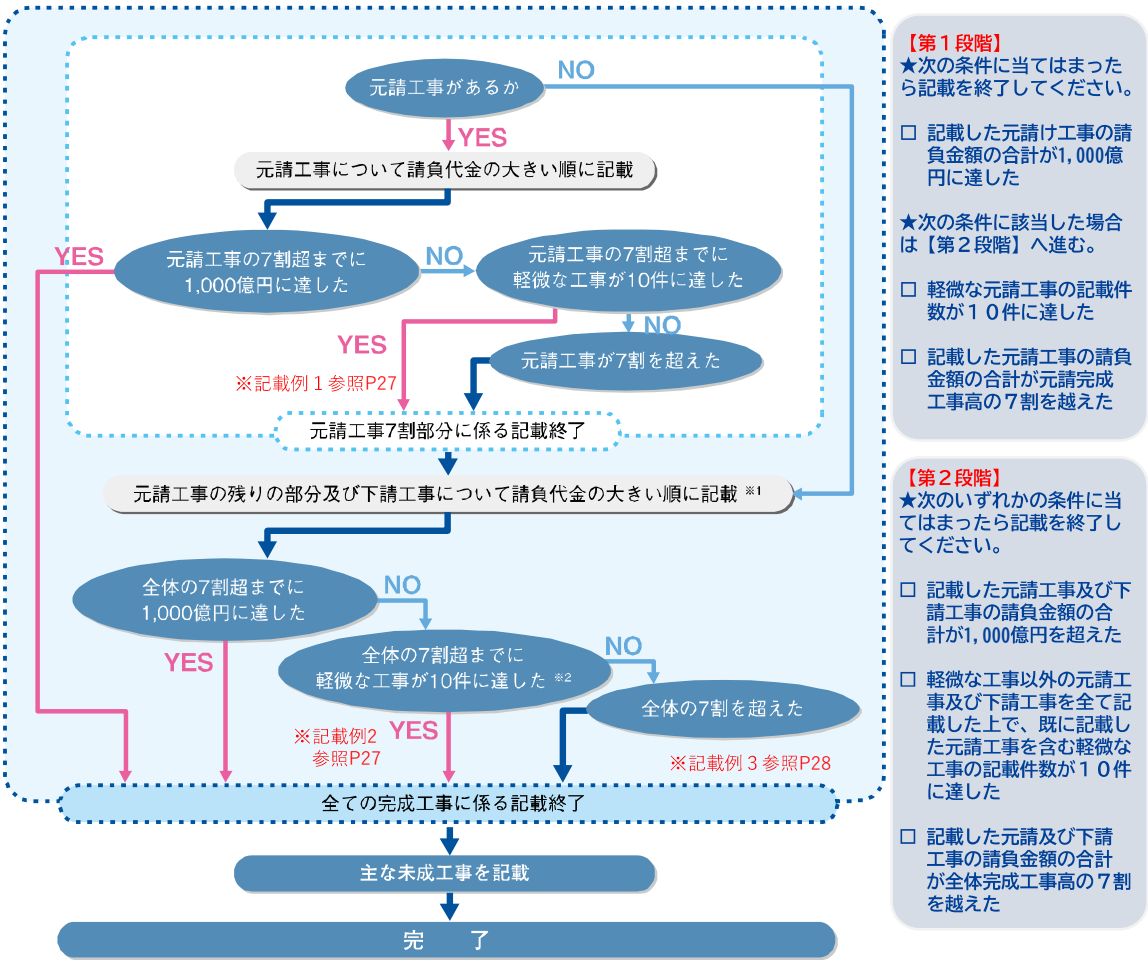
- ・建設業許可の申請を行うとき
- ・許可取得後、毎営業年度終了後における届出（変更届出書）を行うとき
- ・経営事項審査申請を行うとき

- ＊経営事項審査申請の際にも、確認書類として「工事経歴書」の提出をお願いします。
- ＊経営事項審査で提出する「工事経歴書」は**必ず税抜き**で作成してください。

**第5 工事経歴書を作成する際の注意事項**

**経歴書（様式第2号）の記載フロー**

①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載  
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載  
 ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない  
 ③さらに②に続けて主な未成工事について記載



- 【第1段階】**  
 ★次の条件に当てはまったら記載を終了してください。
- 記載した元請け工事の請負金額の合計が1,000億円に達した
  - ★次の条件に該当した場合は【第2段階】へ進む。
  - 軽微な元請工事の記載件数が10件に達した
  - 記載した元請工事の請負金額の合計が元請完成工事高の7割を越えた
- 【第2段階】**  
 ★次のいずれかの条件に当てはまったら記載を終了してください。
- 記載した元請工事及び下請工事の請負金額の合計が1,000億円を超えた
  - 軽微な工事以外の元請工事及び下請工事を全て記載した上で、既に記載した元請工事を含む軽微な工事の記載件数が10件に達した
  - 記載した元請及び下請工事の請負金額の合計が全体完成工事高の7割を越えた

※1 元請工事が無い場合は、下請工事のみ記載  
 ※2 元請7割分に記載した軽微な工事と合わせた件数で判断。元請工事に軽微な工事が無い場合は、下請工事のみで判断



### Ⅲ. 申請書等の作成方法について

#### \* 記載例 3 工事経歴書記載例 (全ての完成工事高の合計額 7 割に達した場合)

様式第二号(第二条、第十九条の八関係)

\* 工事進行基準による完成工事高の記載例

完成工事高
(100,000)
350,000 千円

上段：進行基準による完成工事高  
下段：全体の契約額

① 7割部分に係る完成工事	② ①以外の元請工事に係る完成工事	とび・土工・コンクリート		工事 (税込・税抜)		配置技術者		請負代金の額	工期				
		注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	氏名		主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所にし印を記載)	主任技術者	監理技術者	着工年月	完成又は完成予定年月
A	国土建設	元請	JV	T邸木造住宅工事	埼玉県さいたま市	東京 一郎	レ	100,000 千円	平成 30 年 12 月	平成 31 年 3 月			
B	北海道開発	元請	JV	Y邸車止の設置工事	千葉県松戸市	愛知 太郎	レ	60,000 千円	平成 31 年 2 月	平成 31 年 3 月			
C	東北土木	"	"	O宅敷地盛土及び基礎工事	東京都練馬区	一宮 二郎	レ	3,200 千円	平成 30 年 3 月	平成 30 年 4 月			
D	関東建設	下請	"	K宅敷地盛土及び基礎工事	1.元請工事に係る完成工事の合計の7割超まで記載						8,000 千円	平成 30 年 5 月	平成 30 年 5 月
E	北陸産業	"	"	市川ビル新築工事の内外構工事	千葉県市川市	半田 五郎	レ	7,500 千円	平成 30 年 1 月	平成 31 年 1 月			
F	中部塗装	"	"	三郷アパート改築工事の内足場仮設工事	埼玉県三郷市	岡崎 三男	レ	6,300 千円	平成 29 年 10 月	平成 30 年 11 月			
G	近畿組	"	"	用賀ビル新築工事の内うち打工事	東京都世田谷区	豊田 一郎	レ	5,100 千円	平成 29 年 9 月	平成 30 年 9 月			
2.記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたために記載終了													
A~Cの合計額 ≥ Y の 7 割				請負代金は千円単位 (千円未満の端数は切り捨て) で記入									
A~Gの合計額 ≥ X の 7 割													
ページ毎の元請工事に係る完成工事高の合計額 (A+B+C) ↓													
		軽微な工事		ページ毎の完成工事高の合計額 (A~G) →		小計	7	190,100 千円	うち元請工事	163,200 千円			
				全ての完成工事高の合計額 →		合計	X	270,000 千円	うち元請工事	Y 233,000 千円			
								↑		元請工事に係る完成工事高の合計額			



#### ■ 工事経歴書を作成する際の注意事項…

- ・「配置技術者」の欄は、完成工事については、工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載して下さい。また、**当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載して下さい。**
- ・「請負代金の額」の欄は、共同企業体 (JV) として行った工事については、共同事業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額 (甲型) 又は分担した工事の額 (乙型) を記載して下さい。また、工事進行基準を採用している場合には、「請負代金の額」の欄に、当該工事進行基準が適用される完成工事についての完成工事高を ( ) 書きで付記して下さい。
- ・「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」又は「鋼橋上部工事」についての請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載して下さい。
- ・「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」又は「鋼橋上部工事」についての請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

## IV. その他

### 1 再審査の申し立てについて

行政（審査）庁側の誤り等により結果通知書（経営事項審査）の内容が、申請内容と異なる場合

国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る）が改正された場合

公表の関係上、結果通知書を受領した日から**30日以内**であれば、**再審査の申し立て**ができます（登録経営状況分析機関が行った経営状況分析を含まない）。ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、“**申請者の責任に帰する案件**”については、**再審査の対象とはなりません**。

当該改正前の基準に基づく結果通知を受けた申請者は、当該改正の日から**120日以内**であれば行政（審査）庁に**再審査の申し立て**ができます。審査基準の改正があった場合は、当局ホームページ等でお知らせ致します。

申請時には書類の記載事項等十分確認してから提出してください。結果通知書受領後は、速やかに申請書記載内容との確認をお願い致します。

### 2 経営事項審査結果の公表について

経営事項審査結果は、公共工事入札参加希望者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、公表を行っています。公表している内容は、申請した建設業者本人に通知された内容と同様、総合評価値及び完成工事高等の審査項目ごとの数値・評点とし、経営事項審査の結果通知書の写しとなっています。公表及び閲覧は、一般財団法人建設業情報管理センターに委託しており、同センターのホームページ上から閲覧可能（結果通知書発行日から約30日後）です。

<http://www.ciic.or.jp/>

検索エンジンで

経営事項審査結果

検索

### 3 虚偽申請の罰則及び行政処分について

経営事項審査の提出書類に虚偽の記載をして提出したものについては、建設業法第28条に基づき監督処分の対象になります。また、場合によっては建設業法第50条に基づき懲役、罰金等の刑事罰に処せられます。

完成工事高水増し等の虚偽申請  
→30日以上営業停止処分など

### 4 特殊な経営事項審査について

特殊な事例（合併、譲渡、分割、経営再建等）で経営事項審査を受審する場合は、経営状況分析を申請する前にP30のお問い合わせ先までご相談下さい。

申請方法、提出書類等を含め“通常”の手続きとは異なります。

また、企業集団（グループ経営、連結経営）及び持株会社の子会社に係る経営事項審査（持株会社化経営）については、事前に国土交通大臣の認定が必要です。

詳細は、国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課〔03-5253-8111（代）〕までお問い合わせ下さい。

## 5 経営事項審査に係る個人情報の取り扱いについて

### [1] 申請に係る個人情報の利用目的等

国土交通大臣が、経営事項審査申請等により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

- 1) 経営事項審査申請等の審査業務
- 2) 経営事項審査申請等を行った者に対する指導監督等の事務

### [2] 結果に係る個人情報の利用目的等

国土交通大臣が、経営事項審査結果に作成する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 国、地方公共団体及び建設業法施行令第27条の2に規定する法人に対する経営事項審査結果の通知（公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。）
2. 経営事項審査結果の公表及び閲覧（公表及び閲覧は、一般財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターにおいて行っております。）  
経営事項審査結果を受けた者に対する指導監督等の事務行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項に規定する次の利用又は提供
  - 1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
  - 2) 国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
  - 3) 他の行政機関、独立行政法人等地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務に遂行に必要な限度で利用するとき
  - 4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき
  - 5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
  - 6) その他提供することについて特別な理由があるときの提供

## 6 登録経営状況分析機関一覧表

経営事項審査申請等に必要の経営状況分析（Y）については、建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関（「登録経営状況分析機関」という。）が行うこととなっています。

なお、経営状況の分析の申請の時期及び方法等はそれぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。

(平成26年11月現在)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号	登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区築地2-11-24	03-5565-6131	11	(株)NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330				
3							
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145				
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477				
6							
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111				
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田町2-5-24	028-649-0111				
9	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588				
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781	22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

## 7 お問い合わせ先

国土交通大臣許可業者（関東地方整備局）の経営事項審査の申請方法、結果通知書等に関するお問い合わせはこちらまで

国土交通省 関東地方整備局 建設部 建設産業第一課（経営事項審査担当）

TEL 048-601-3151(代)

FAX 048-600-1921

〒330-9739 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1（さいたま新都心合同庁舎2号館6階）

関東地方整備局のホームページに経営事項審査の最新情報が掲載されております。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/>

『このサイト内を検索』を利用して

経営事項審査

検索

各種様式もダウンロードできます。是非ご利用下さい。

## 8 経営事項審査についてよくいただく質問

### Q1 建設工事の業種区分(29業種)の考え方を教えてください。

A1 建設業法では、建設業を29業種にわけており、ガイドライン等でどのような業種がどのような建設工事に対応するかを示しております。詳しくはP31~36の建設業法による建設工事の業種区分一覧を参照してください。

#### ■間違えやすいのでご注意下さい

「土木一式工事」と「建築一式工事」は、他の27業種の「専門工事」とは異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事とされています。したがって個別の専門工事として施工が可能である工事は「一式工事」には該当しません。

また、「一式工事」の許可を受けた業者が、他の「専門工事」を単独で請け負う場合は、その専門工事の許可を受けなければなりません。

なお、主たる工事として施工する専門工事において、附带的に発生する他の専門工事（「附帯工事」という。例えば屋根工事における塗装作業等）が含まれたとしても、主たる工事の業種で判断されます。

### Q2 下請で、工事を請負いましたが、その工事は、一式工事(土木一式又は建築一式)として申請してもよろしいでしょうか？

A2 下請工事であっても、当該工事が「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物（又は建築物）を建設する工事」に当たるとしては、告示等（法第二条（定義）関係）上、一式工事と判定されることとなりますが、告示等において記載されている「総合的な企画、指導、調整」については、一括下請負禁止規定等の兼ね合いから、民間工事における合法的な一括下請負のケースを除いては、下請工事に関し、一式工事に該当する事例は、極めて少ないと思われます。

但し、可能性としては低いものの、下請工事であっても、告示の条件を満たし、一式工事として判定され得るものが存在する可能性自体は否定できません。下請工事でありながら一式工事としての要件を備える事例があれば、当局（P29参照）までお問い合わせ下さい。

### Q3 「…定期点検業務委託」「…保守」等の件名の契約がありますが、これらは経営事項審査の完成工事高に計上できますか。

A3 工事の定義は建設業法により行います（建設業法第二条）。

この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず建設工事の完成を請け負う営業をいいます。例えば、除草（剪定）、業務、調査、点検、消耗部品の交換、物品の販売等は「建設工事の完成を請け負う営業」の定義からはずれるため、原則完成工事高に計上できません。

但し、建設業法第24条に規定されているとおり、委託その他何らかの名義をもってするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約となります。

「件名」において建設工事に該当するかしないか判断されるものでなく、発注者とどういった内容の契約をしたかで判断されることとなります。

### Q4 「その他工事」には何を計上するのですか？

A4 許可を受けていない業種、及び許可は有しているが経営事項審査を受審しない業種の工事を計上することになります。但し、あくまで計上できるのは「建設工事」であり、建設工事ではない兼業売上を計上してはいけません。

なお、500万円以上（建築一式は1,500万円以上）の工事を請け負う場合には、建設業の許可が必要となりますから、建設業の許可を受けていない業種では、「その他工事」に1件の請負代金が500万円を超える工事が計上されることはありません。但し、経過措置期間中において、解体工事の許可を受けていない場合のみ、1件の請負金額が500万円を超える工事が計上される場合があります。

建設業法による建設工事の業種区分一覧表

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
「法律別表第一(上欄)」	「法律別表第一(下欄)」	「昭和47年3月8日 建設省告示第350号」	「平成13年4月3日 国総建第97号」	「平成13年4月3日 国総建第97号」
1 土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
2 建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		①ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
3 大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4 左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび土工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
5 とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事  ロ) くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ) コンクリートにより工作物を築造する工事	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事  ロ) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	①『とび土工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下の通りである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび土工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合も含む。 ②『とび土工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび土工事』における「鉄骨組立工事」である。  ①「プレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
「法律別表第一(上欄)」	「法律別表第一(下欄)」	「昭和47年3月8日 建設省告示第350号」	「平成13年4月3日 国総建第97号」	「平成13年4月3日 国総建第97号」
		ホ) その他基礎的ないしは準備的工事	ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ②『とび土工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ③「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ④「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑤『とび土工事』における「屋外広告物設置工事」と『網構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『網構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび土工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑥トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび土工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
6 石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	①『とび土工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下の通りである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび土工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合も含む。
7 屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ②「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
8 電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
「法律別表第一(上欄)」	「法律別表第一(下欄)」	「昭和47年3月8日 建設省告示第350号」	「平成13年4月3日 国総建第97号」	「平成13年4月3日 国総建第97号」
9 管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<p>①「冷暖房設置工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大きさを問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>
10	タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<p>①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。</p> <p>②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。</p> <p>③『とび土工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下の通りである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび土工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合も含む。</p>

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
「法律別表第一(上欄)」	「法律別表第一(下欄)」	「昭和47年3月8日 建設省告示第350号」	「平成13年4月3日 国総建第97号」	「平成13年4月3日 国総建第97号」
11 鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	①『とび土工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび土工事』における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③『とび土工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび土工事』における「屋外広告物設置工事」である。
12 鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	①『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
13 舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび土工事』に該当する。 ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
14 しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15 板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①『建築板金工事』とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②『瓦』、『スレート』及び『金属薄板』については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16 ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
17 塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	① 下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18 防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび土工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は、『左官工事業』、『防水工事業』どちらの業種の許可でも施工可能である。
19 内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①『家具工事』とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②『防音工事』とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③『たたみ工事』とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
「法律別表第一(上欄)」	「法律別表第一(下欄)」	「昭和47年3月8日 建設省告示第350号」	「平成13年4月3日 国総建第97号」	「平成13年4月3日 国総建第97号」
20 機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②『運搬機器設置工事』には「昇降機設置工事」も含まれる。 ③『給排気機器設置工事』とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21 熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22 電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	①既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
23 造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	①『植栽工事』には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②『広場工事』とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、『園路工事』とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③『公園設備工事』には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④『屋上等緑化工事』とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤『緑地育成工事』とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24 さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25 建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
「法律別表第一(上欄)」	「法律別表第一(下欄)」	「昭和47年3月8日 建設省告示第350号」	「平成13年4月3日 国総建第97号」	「平成13年4月3日 国総建第97号」
26 水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
27 消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消化設備、避難設備若しくは消化活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	①『金属製避難はしご』とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28 清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29 解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。